

議案第 9 号

君津市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

君津市企業誘致条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

市内企業の設備投資に対する奨励措置を新たに設けるため、君津市企業誘致条例（昭和 6 2 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市企業誘致条例の一部を改正する条例

君津市企業誘致条例（昭和62年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

君津市企業立地促進条例

第1条中「産業構造の多角化及び雇用機会の拡大を図るため、市内に事業所を新設し、又は増設する企業に対し、奨励措置を講じ、もって」を削る。

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「又は増設」を「若しくは増設又は設備投資」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 社宅 従業員の居住の用に供する住宅をいう。

(6) 設備投資 市内に事業所を有する企業が事業拡大若しくは製造等の能力の改善のため、設備を導入し、若しくは更新する場合又は社宅を整備する場合をいう。

第3条中「次に掲げる奨励措置を行う」を「奨励措置として次に掲げる奨励金を交付する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、立地奨励金及び累積投資型立地奨励金のいずれも交付することができる場合は、いずれか一の奨励金に限り交付できるものとする。

第3条第1号及び第2号中「の交付」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 大規模設備投資奨励金

第3条に次の1項を加える。

2 市長は、立地奨励金の交付を受ける企業に対し、奨励措置として雇用促進奨励金を交付することができる。

第4条中「、又は増設する企業」を「、若しくは増設する企業又は設備投資をする企業」に、「受けた企業」を「受けたもの」に改める。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（大規模設備投資奨励金）

第7条 市長は、指定企業（新設した事業所が操業を開始した日から10年が経過した企業に限る。）に対し、大規模設備投資奨励金を交付することができる。

2 大規模設備投資奨励金の額は、新たに取得した投下固定資産の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額を限度とする。ただし、一の指定企業につき1年度当たりの当該額が2億円を超える場合には、2億円を限度とする。

3 大規模設備投資奨励金の交付対象期間は、新たに取得した投下固定資産に固定資産税及び都市計画税が課せられることとなった日の属する年の4月1日から起算して3年間とする。

4 大規模設備投資奨励金の交付時期は、固定資産税及び都市計画税の納期限が属する年度の翌年度とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項第3号中「全部又は」を削り、同条第2項中「第3条」を「第3条第1項」に改め、「奨励金」の次に「及び同条第2項に規定する雇用促進奨励金」を加え、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(遵守義務)

第9条 指定企業は、第3条第1項に規定する奨励措置に係る投下固定資産の取得の日から10年間を経過するまでの間、操業しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の君津市企業誘致条例の規定により指定を受けた企業（以下「旧指定企業」という。）に対する奨励措置は、なお従前の例による。ただし、旧指定企業が、この条例による改正後の君津市企業誘致条例（以下「新条例」という。）に規定する新設（第2条第3号アに規定する場合を除く。）又は増設を行った場合は、当該新設又は増設に係る奨励措置に限り、新条例の規定を適用する。

の奨励金に限り交付できるものとする。

- (1) 立地奨励金
- (2) 累積投資型立地奨励金
- (3) 大規模設備投資奨励金

2 市長は、立地奨励金の交付を受ける企業に対し、奨励措置として雇用促進奨励金を交付することができる。

(指定企業)

第4条 前条に規定する奨励措置を受けることができる企業は、規則で定める業種及び投下固定資産の取得に要する費用の基準額その他の要件に該当する事業所を新設し、若しくは増設する企業又は設備投資をする企業で、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けたもの（以下「指定企業」という。）とする。

(大規模設備投資奨励金)

第7条 市長は、指定企業（新設した事業所が操業を開始した日から10年が経過した企業に限る。）に対し、大規模設備投資奨励金を交付することができる。

2 大規模設備投資奨励金の額は、新たに取得した投下固定資産の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額を限度とする。ただし、一の指定企業につき1年度当たりの当該額が2億円を超える場合には、2億円を限度とする。

3 大規模設備投資奨励金の交付対象期間は、新たに取得した投下固定資産に固定資産税及び都市計画税が課せられることとなった日の属する年の4月1日から起算して3年間とする。

4 大規模設備投資奨励金の交付時期は、固定資産税及び都市計画税の納期限が属する年度の翌年度とする。

(雇用促進奨励金)

- (1) 立地奨励金の交付
- (2) 累積投資型立地奨励金の交付
- (3) 雇用促進奨励金の交付

(指定企業)

第4条 前条に規定する奨励措置を受けることができる企業は、規則で定める業種及び投下固定資産の取得に要する費用の基準額その他の要件に該当する事業所を新設し、又は増設する企業で、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）とする。

(雇用促進奨励金)

第8条 省略

(遵守義務)

第9条 指定企業は、第3条第1項に規定する奨励措置に係る投下固定資産の取得の日から10年間を経過するまでの間、操業しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定企業の指定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。

(1) ～(2) 省略

(3) 事業所の事業の_____一部を廃止し、又は休止したとき。

(4) ～(6) 省略

2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に第3条第1項に規定する奨励金及び同条第2項に規定する雇用促進奨励金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(地位の承継)

第11条 省略

(報告及び立入調査)

第7条 省略

(財産処分の制限)

第8条 指定企業は、第3条に規定する奨励措置に係る投下固定資産(償却資産を除く。)を、その取得の日から10年間、奨励措置の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、指定企業が事業資金の調達のために金融機関等に対し担保に供する場合は、この限りでない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定企業の指定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。

(1) ～(2) 省略

(3) 事業所の事業の全部又は一部を廃止し、又は休止したとき。

(4) ～(6) 省略

2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に第3条 _____に規定する奨励金 _____が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(地位の承継)

第10条 省略

(報告及び立入調査)

第12条 省略
(委任)

第13条 省略

第11条 省略
(委任)

第12条 省略